

平成30年6月22日(金) 判決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(水俣病)

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1	熊本県	熊本県水俣市の女性	平21.4.26	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>当審査会は、最高裁判所平成24年(行ヒ)第245号事件の平成25年4月16日判決と同様の考え方をとり、昭和52年判断条件はそこに示す症候の組合せがあれば水俣病と推認するものであるが、症候の組合せが認められない場合に水俣病を否定するものではなく、その場合でも、経験則に照らして総合的な検討を行い、個々の具体的な症候と原因物質との間に個別的な因果関係があると個別具体的に判断できれば、水俣病と認定できると考える。然るところ、本事案では症候の組合せは認められないから、総合的な検討を行うと、申請中死亡者には一定の感覚障害は認められるが、その発症時期に照らすと有機水銀ばく露によるものとは困難である。</p> <p>運動失調や平衡機能障害については、その症状自体が水俣病に典型的なものとはいえない上、それらの発症時期についても、感覚障害と同様、有機水銀ばく露によるものとは考えられない。</p> <p>また、神経病理所見では、水俣病と思われる所見は認められない。一方、申請中死亡者は、多系統萎縮症に罹患していたと考えられ、平成8年ころから認められている排尿障害、起立性低血圧、歩行障害、筋力低下、睡眠時無呼吸、呼吸不全などは、多系統萎縮症によるものと推認できる。</p> <p>以上の諸事情を総合考慮すると、個々の具体的な症候と有機水銀との間の個別的な因果関係は認められず、申請中死亡者が水俣病に罹患していると認めることはできない。よって、本件審査請求を棄却する。</p>	審査請求人は、申請中死亡者の娘。審査請求人は、申請中死亡者が水俣病に罹患したとして申請。	平16.7.22	平19.8.15 平19.9.6 平21.3.31

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1 独立行政法人環境再生保全機構	長崎県南松浦郡新上五島町の女性	平27.1.19	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 びまん性胸膜肥厚は認められるが、著しい呼吸機能障害は認められない。よって、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚と判定できず、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められないとして不認定とした原処分は相当であるから、本件審査請求を棄却する。	審査請求人は申請中死亡者の妻。審査請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平26.5.13	平27.1.6
2 独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県宝塚市の女性	平27.8.27	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	棄却 未申請死亡者については、職歴から大量の石綿ばく露の可能性は認められ、死亡の約7か月前には著しい呼吸機能障害の状態にあったものと認められる。しかし、画像所見では、石綿肺としての特徴を相当程度に有しているとはいえず、むしろ石綿肺以外の間質性肺炎が示唆される。以上より、指定疾病である著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患していたとは認められないことから、原処分を相当とする。	審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患し、これに起因して死亡したとして申請。	平27.3.27	平27.6.30
3 独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県川西市の女性	平28.5.26	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	棄却 未申請死亡者については、職歴、放射線画像所見で胸膜ブランクが認められることから大量の石綿ばく露の可能性は認められる。放射線画像所見では、上肺に気腫性変化、下肺に嚢胞性変化があり、下肺には間質性肺炎の所見はあるが、胸膜直下に小葉中心性に分布する粒状影や胸膜下線状影等はなく、半年の経過で急速に肺容積減少が進んでいる点などから石綿肺の可能性は低い。また、提出された資料からは著しい呼吸機能障害の有無について判定することはできない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患し、当該疾病に起因して死亡したとして申請。	平27.11.30	平28.4.5
4 独立行政法人環境再生保全機構	群馬県太田市の男性	平29.2.20	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 申請中死亡者については、職歴から大量の石綿ばく露の可能性は認められる。放射線画像上びまん性胸膜肥厚は認められるものの、著しい呼吸機能障害は、平成27年4月の呼吸機能検査では認められない。同28年8月の呼吸機能検査では著しい呼吸機能障害は認められるが、同27年4月から同28年9月の間に放射線画像上びまん性胸膜肥厚に変化はない。したがって、著しい呼吸機能障害はびまん性胸膜肥厚によるものとは認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は申請中死亡者の息子。審査請求人は、申請中死亡者が著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患して死亡したとして申請。	平28.9.12	平29.1.10